

第4回定例委員会会議録

委員長) 日程第1 開会宣言

委員長) 日程第2 会議成立の宣言

委員長) 日程第3 会議録署名委員の指名(福岡委員)

委員長) ここでお諮りいたします。

第2号議案「芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、6月議会に上程される議案の審議にかかるものですので、非公開で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

あわせて、審議の順番ですが、傍聴者は退席することになりますので、一番最後に審議を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

委員長) それでは、日程第4の審議に入ります。

第3号議案「芦屋市奨学金給付規則の一部を改正する規則の制定について」の提案説明を求めます。

管理課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。いろいろ何か条件があるようですが、質疑はございませんか。

木村委員) 国からのものは文科省の資料をつけていただいているのですが、芦屋市の支給はどうなるのかという要のところを判断し

ないといけないと思うのですが、数字がいろいろ出てきてわかりにくいのですが。

管 理 部 長) 平たく言いますと、現行の芦屋市の奨学金制度ですが、公立の場合年額で6万円、私立の場合年額で8万4,000円を支給しております。このたび新たに高校生等を対象にした、国の負担3分の1、県が3分の2という財源で就学給付金というものが新設されます。

これに基づきまして支給されるわけですが、第1子目の場合につきましては、公立の場合ですと3万7,400円と、今、支給しております6万円よりも低い額になります。ところが、第2子目以降につきましては、公立の場合ですと6万円の支給のところに対して、この県の事業で12万9,700円と、6万円を上回る給付が受けられるということになりますので、そのこの部分の併給を認めないという形にするというのがまず1点でございます。2点目といたしましては、先ほどご説明しましたように、従来、所得制限というのは段階によって設けておりましたけれども、これにつきまして人数がふえるたびに加算額が減ってきているという、カーブとして寝てしまっているカーブになっておりますけれども、これにつきまして、子どもが多い世帯については拡充する必要があるということで、寝ているカーブを立てる形、従来でしたら35万円間差がスタートになりまして、一番低い間差額が16万円になっていました。これを世帯人員が1人ふえるごとに一律35万円という定額の間差額にすることによってカーブを直線にするという形にいたしました。それによりまして、所得の上限が広がりますので、

対象の人数をそこで新たにふやしていくという形にしようとするものでございます。

現行、高校の授業料無償化ですけれども、公立の場合でしたら授業料が無償という形で、私立の場合は差額分を授業料として納めるという形になっておりますけれども、これにつきましても、加算額というものが今回出てきております。それらを合わせますとかなりの額が支給されるということになります。

ちなみに現在、私立で第2子の場合ですと11万8,800円という一律の形のものにつきまして、非課税世帯につきましては17万8,200円という加算額があり、なおかつ、その奨学給付金もあるというような形で3段階で積み上げられ、かなりの額が支給されますので、芦屋市の従来の奨学金については併給をやめようということになります。その分の財源を人数がふえる分での加算額をふやすことによって対象範囲を広げようとするものでございます。

委員長) 要するに国と県から給付されているものについて必要なお金を超えてしまう場合は、市からの給付はやめましょうということですか。

管理部長) 平たく言えばそういう話ですね。もう少しわかりやすい資料がありますので、内部資料として作っているものをお配りします。

ちなみに、阪神7市の中で奨学金を給付という形で支給しておりますのが芦屋市と尼崎市と西宮市と宝塚市です。その他の市では貸付というような形になっております。返済の必要のない給付としているのは4市ということになります。

阪神7市の動きの中で言いますと、尼崎市と宝塚市につきましては、少なくとも今まで受けていた奨学金額、今回の給付金に合わせた奨学金総額が、今までもらっていた奨学金になるようにはするという、差額は支給するという考え方となっています。本市の場合は差額ではなく、第1子目の場合は満たないから、そのまま併給を認めましょうという形です。もちろん宝塚市と尼崎市では、第2子目については従来給付している奨学金を上回る額を給付金で受けますので、もう併給はしないという形になります。

ですから、今回改正しますが、この3市で比べますと芦屋市が一番給付額としての総額は多いという形になります。西宮市についてはまだ現在検討中ということで聞いております。おそらく何らかの改正はされるのではないかなと思われませんが、今月末までに決めると聞いております。

当然、今まで制度としてやっておりました分の財源につきまして、予算組みしておりますので、併給を不可とすることにより生み出された財源で、1人ふえるごとの加算額、これを35万円と間差額を定額にすることによって範囲を広げるということになります。

今、お手元に配らせていただきましたが、1ページ目にありますとおり現行の制度がこの形になっております。公立の場合は授業料を免除されておりますので、これが11万8,800円という形に設定されております。この上に芦屋市の奨学金として年額6万円の給付を行ってございました。下のほうが私立になりますが、現行で11万8,800円の一律支給がありまし

て、それとともに加算といたしまして、所得額の課税の状況により加算額が11万8,800円と5万9,400円という加算がありまして、その上に芦屋市の奨学金として8万4,000円の支給を行っていたということになります。

資料1ページ目の裏側ですが、今回見直しをされ奨学給付金が新設されました。それによって第1子目の場合についてですが、公立の場合、就学支援金はそのまま変わりません。その上に奨学給付金が3万7,400円ということになります。そうしますと、今まで11万8,800円と6万円で17万8,800円のところが、奨学給付金だけですと、それには3万7,400円プラスだけではその額を満たしませんので、この場合はそのまま併給を可能とするということです。

2枚目をご覧くださいませでしょうか。第2子の場合ですけれども、第2子の場合、11万8,800円の一律の就学支援金に、12万9,700円という就学給付金が加算され、両方もらえる形になりますので、合わせますと24万8,500円という形になりますので、従来ですと11万8,800円と6万円ですが、これを大きく上回る給付を受けることになりますので、芦屋市奨学金の6万円については併給を認めないという形にしようというものでございます。

同様に私立の場合につきましても、2枚目の裏側になりますが、第1子の場合、見直しの後につきましては、11万8,800円と就学支援金の17万8,200円が支給されまして、芦屋市の奨学金を受けました場合、その上に8万4,000円という形の額が支給されることになります。この場合、授業料

の平均額ということで国のほうが設定しております額である
37万8,624円を上回ることとなりますが、芦屋市の奨学
金を給付することによってこれを若干上回る額になるというこ
とですので、第1子目についてはこのまま併給を可とするとい
う形でございます。

3枚目ですが、第2子につきましては13万8,000円と
いう奨学給付金が支給されることとなりますので、授業料平均
額の37万8,624円を大きく上回るという形になります。
ですので、芦屋市奨学金としての8万4,000円については
併給を認めないということにしようとするものでございます。
一応、組み立て方としてはこのような形になるので、併給を認
めない形にしようということにするものです。

ちなみに先ほど申し上げましたように、1枚目の裏側の見直
し後の第1子の公立のところで見させていただきますと、尼崎市、
宝塚市の場合は、従来11万8,800円に6万円が加わり
17万8,800円が支給されています。見直し後は奨学給付
金3万7,400円が支給されますので、17万8,800円
になるように、その差額分のみ、2万2,600円を支給する
という形となります。本市の場合は差額ではなく、そのまま併
給を認めようとするものでございます。

それによって生み出される財源がございますので、シミュレ
ーションいたしまして、この併給を不可とすることによって、
少なくなる見込み額が90万円ほどになります。一方、所得の
段階で、カーブになっている部分を直線に立てることによって
必要となります額がおおよそ47万円ぐらいです。これも実際

にやってみないとわかりませんが、そちらのほうの拡充に使おうということで基準額の見直しを合わせて行うということでございます。

また、通信制に在学する方については第2子目以降も3万6,500円とか3万8,100円ですので、通信制の学校に行かれています方についても併給を認める形にしようとしているものでございます。

その結果、この改正の規則案につきましては、議案でお渡ししております4ページ目に新旧対照表がございますけれども、4号において生活保護に属していないことというものをつけ加えておまして、第2項でこの第2子以降の者について併給不可という規定を設けております。第2子以降の者ですけれども、通信制の学校に在学している者につきましては低い額ですので、そのまま併給を認めるということで括弧書きで除外という形にしております。

浅井委員) 年間何名ぐらいの方が申請されているのでしょうか。

管理部長) 25年度の認定者数が191名です。

浅井委員) 申請される方はもっと多いわけですか。

管理課長) 申請は203人程度になります。それで却下は15、6人です。まだ確定値ではないですけれども、見込みとしては申請が200人を少し越えるぐらいで、却下の人数が15、6人で、一応認定している者は今の時点で25年度は192人です。公立が117人、私立が75人となっています。

管理部長) この4月から入学する生徒さんだけの形になりますので、その203人の申請というのは3学年全部での申請になります

ので、1学年当たりで言いますと、大体その3分の1の数が新1年生として今回申請されることになり、その方々について、併給を認めないという形になります。

委員長) いかがでしょうか。趣旨は多分御理解いただけたかと思いますが。

教育長) 県が創設するものは全員がもらえるのですよね。

管理課長) 所得制限がありますので、県の奨学金は非課税世帯を対象にしております。

教育長) 芦屋市の6万円がもらえる、もらえないを判断するとき、県のものでもらえるというのが条件になっているわけですよね。

管理課長) はい、そうです。

教育長) 漏れるということはないですよね。

管理課長) はい、ありません。

教育長) 県の奨学金に該当する人が芦屋市奨学金の6万円がもらえるかももらえないかという判断をしているわけですね。

管理部長) 2子目以降についてはそうですね。

教育長) 2子目以降ですか。

管理部長) この第1子、2子というのも特殊な数え方になっておりまして、23歳未満の扶養されている子どもが上にいたときに2子目、3子目という形になります。ですから23歳未満であっても扶養になっていなければ、その子が1子目という形の考え方になります。23歳未満の扶養する子が何人いるかによって2子目、3子目というカウントになります。

とにかく県の分が給付できる生徒で第2子以降についての併給だけはやめて、そのかわり世帯人数がふえることによる所得

額の上限を引き上げていこうということです。この点が、尼崎市や宝塚市とは違い、芦屋市のほうが拡充という形になるのかと思います。差額支給だけではないですからね。

委員長) もともとの発想が子どもが多くなると支給が少しずつ下がっていくという形なのですね。

管理部長) はい。

委員長) これはどういう考え方なのですか。

管理部長) もともこの奨学金の基準の所得が日本育英会、今は学生支援機構の高校生対象の奨学金を基本にしていたのですが、従来運用で10万円ぐらいの差ですとそれは認めようという形をとっておりまして、それについて、プラス10万円で基準を改めまして、その形のをこれまで使用していたのですが、その日本育英会の分が、寝たままのカーブになっていましたので、それを今回直線にしようという形をとったものです。

委員長) 国の子育て理念からしたら何となく反するような考え方ですよね。

管理部長) そうですね。昔は、そういう形だったということです。おそらく、今、大学生対象の奨学金については、もっと所得額については設定が大きくなっていると思いますし、おそらく間差額も今はふえていると思います。

委員長) 今、奨学金は複雑になっていて、返すものや利子があるなしなど、いろいろなプランがありますね。

管理部長) はい、ありますね。第1子が無利子で、第2子は有利子という形になるかと思います。第1子の場合は、無利子返済になりますので、かなり所得の基準額が厳しい形になります。第

2子の場合、有利子になりますので、一応その所得額の基準がありますけれども、家庭状況に応じて認められる場合もあります。第2子の場合につきましては一旦申請しても、却下という場合があるのですが、おそらく、一定の予算額があり、それを満たさなかったときに再募集、追加承認みたいなものがありまして、そのあたりが家庭状況に応じて追加で承認されるというような形になっているということです。

委員 長) はい。理念的にはそういうことのようにありますけれども、いかがでしょうか。

今回のような細かい数字の案件については、あらかじめ資料をいただくというようにしていただきたいと要望しておきます。どうぞよろしく願いいたします。

管 理 部 長) はい。

委員 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第3号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員 長) 次に、第4号議案「平成26年度芦屋市義務教育諸学校教科用図書採択協議会委員の委嘱又は任命について」ですが、これは次の第5号議案「平成27年度使用芦屋市立義務教育諸学校教科用図書の採択に関する基本方針（案）について」とも関連する内容ですので、一括で審議したいと思いますが御異議ご

ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、第4号議案と第5号議案を一括して審議します。第4号議案と第5号議案の提案説明を求めます。

学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

教育長) 教員代表として、あえて小学校の代表を入れているのは小学校が今回、採択替えになるからですよ。

学校教育課長) はい。

木村委員) 保護者の代表が2名になったということで、別所さんという人が小学校で、田中さんが中学校ということになりますか。

学校教育課長) そのとおりです。

木村委員) 今年、小学校で採択替えになるとどのぐらい、その会議、協議会を開催する予定なのですか。余り期間は、長くないと思いますが、何回ぐらいやる予定ですか。

学校教育課長) 採択協議会自体は2回ということになりますが、あとは調査専門部会が教科ごとに開かれることになります。それがこの期間の中で恐らく3、4回以上は開かれることになるかと思えます。前回の調査研究の報告書の中ではどういう日付で調査研究を行ったのかということについても全部記録として残っており、大体4回ぐらい行っているところが多いということでございます。

木村委員) 調査・検討というのはどういう形で、何をどう調査するのかというのを教えていただけますか。

学校教育課長) どういう観点で調査するかということについては、ばらつ

きがないように、ある程度こちらのほうが書き方について、まず1ページ目は総合所見から入ってくださいとか、2ページ目については、いわゆる上位2社を選んで、それぞれについて、例えば、前回の観点で言いますと、新しい学習指導要領との関連性はどうか、構成、分量、装丁の状況はどうか、興味・関心への配慮や教科の特性はどうか、というようなところでのポイントを挙げております。

ですから、基本的にはこちらのほうで評価のポイント、観点を示して、それに従って調査研究の報告書を書いていただいているということでございます。

木村委員) 23年度に新学習指導要領に基づいて新しい教科書の使用を始めて、その使用がどうなのかを学校の先生に聞くなど意見聴取みたいなこともやるのですか。その専門委員会のほうで独自の判断をするということになるのですか。

学校教育課長) 基本的には専門委員会の中で、今使っている教科書がどうなのかということの振り返りは当然行われるかというふうには思います。その中でいい点、悪い点というのは当然総括されていくことになりますので、次の教科書を選ぶ際の1つの観点になるかというふうには考えております。

木村委員) この調査研究専門委員会というのは、現実にその教科書を使って授業を教えている先生方が主軸になってやるということなのでしょうか。

学校教育課長) はい。それぞれの教科で、その教科を主に研究している先生であるとか、例えば音楽とか、図工であれば専科の先生が入っていたりというような形で、その教科をある程度経験を持つ

て教えてきている先生方が中心になります。ただ、ベテランの先生ばかりの構成にはならず、次の世代にバトンタッチできるような人数構成は考えていかななくてはならないというふうに配慮しております。

教 育 長) 専門委員は大体5人ぐらいでしたね。

学校教育課長) 調査専門委員は教諭5名以下ということとしております。

学校教育部長) 校長もしくは教頭が代表となり、教員5名で、多くて計6名で、通常は代表を入れて5名ぐらいです。といいますのは、多くなりますと日程調整自体も大変になりますので、どちらかというところと少数精鋭という形になります。

あわせて、先ほど木村委員がおっしゃったような、現行の教科書がどうだったのかというのは、一番最初にこれと新しいものと比べてどうかを検討します。また、他社の、全ての教科書と比べてどうかについても検討します。作業的には結構ボリュームがありまして、その中から2つに絞り込んだものを第2回の全体会のところに移行します。当然、終わってからの公文書公開請求等も視野に入れながら所見や候補理由ということについても意識しながら最後まとめるようにしています。実際に顔を合わせて行うのは4回ぐらいですが、あとは、例えばメールでやりとりをしたりとか、専門委員の先生のチームは1学期の期末のこの時期に詰めて作業を行っているのが実態です。

木 村 委 員) 最終的には調査研究専門委員会がどのような答えを出すかということになると思うのですが、事前の動きとして、この教科はちょっと教科書を変えようとかといった具体的な動きというのは今のところあるのですか。何もなければそのまま前のと

おりの会社のもを使うということになるということですか。

学校教育部長) ベースは全部ゼロからのスタートということで考えること
になります。

木村委員) ということは、そのあたりも今はわからないということ
ですね。

学校教育部長) はい。ただ、先ほど北野課長も申しましたが、次回に大き
な改訂が予想されます。大幅に学習指導要領自体が、いわゆる
オリンピックイヤーに合わせて小中一斉ということも今言われ
ていますので、そうすると次回は小中同時採択替えということ
もございます。ですから、そこにもらんで先ほどの調査委員の
中には年齢構成も含めて今年度について考えて、経験者の人が
そこまでいるように考えているところです。

教育長) とりわけ教科書は、まず専門委員が調査し、協議会がもう
一回調査し、最終的に教育委員会の責任で選定するわけです。
教科書等を教育委員の皆様にも見ていただいておりますので、出てき
たものを最終的に見ていただいて、芦屋市の教科書を採択して
いく形になりますので、事務局のほうも早目に、そのときだけ
を見てもらうのではなくて、今日のように来ていただいたとき
に、今日はここを見て帰ろうとかいう形を今からその意識で
お願いしていただきたいです。教科書選定は大事なものです
ので、お願いしておきたいと思います。

学校教育課長) それにつきまして、6月ぐらいに、教育委員の皆様には常
時見ていただけるような形で、例えば控室であるとか、打出教
育文化センターのほうにもこういう教科書が今候補としてあり
ますということで皆さんに見てもらえるような環境は整えてい

きたいなと思っております。

木村委員) 調査専門委員のほうで一応の答えが出てくるということですが、いつぐらいに出てくるのですか。

学校教育課長) 前回で言えば7月25日というのが1つのリミットになっておりまして、今回もほぼ同じ時期ぐらいに、調査専門委員会から第2回の採択協議会のほうに提案があるということになるかと思えます。ですから、御審議いただくに当たりましては、8月に2回の教育委員会がございます。何とかその最初の委員会の中で御提案できればというふうには考えております。

木村委員) 7月25日ぐらいには、上がってきたものの中身は見ておきたいのですが。

学校教育課長) もちろん、かなりの量になりますので、事前にお示ししたいと思っております。

学校教育部長) 今回については、非常にボリュームが多いので、それについては新しい教科書として見本の本というか、検定本が上がり次第、打文なりに、全部入れた時点で日程のほうは調整させていただきたいと思っております。まずは全部を見ていただく、次にその候補本を見ていただく、そして最終のところを見ていただくというふうなことは、実は次年度にまた中学校の採択がありますので、中学校についてはまたいろいろなところから御意見等もあることは予想されますので、そのときも見越して、今年度は同じ要領で進めておきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

委員長) そうは言っても委員を委嘱しているわけですから、そこでの判断、どのような判断基準でやったかということのチェック

を我々がするというので、我々が一からやってこれがいいというような役割は多分ないと思うのですよね。

そのあたりのところは、それぞれのところでしっかりと検討していただくということをお願いするということが我々の役割だと思いますけど。

木村委員) そう思うのですけどね。基本的にはその判断を信頼申し上げてとなるのですが、理解しないままというのは、無責任だと思いますので、そこはやはり理解をしておかないといけないと思います。

委員長) どのようなものが使われているかなどは、我々としても見ておく必要はもちろんあるだろうと思います。

教育長) 現在使っている教科書はここにありますので、少し時間があるときにどういう内容かご覧いただければと思います。特に自分の興味・関心ある部分というのはまだ見やすいですから、そういう意味で早目早目にご覧いただきたいです。

木村委員) 専門委員の判断理由のようなものが上がってきたら、こういうところに着目して見ているということがある程度わかると思います。それが来ないうちに見ても、どう評価していいのかわかりませんので、それが上がってきた段階で少しお時間をいただいて、見るような時間を与えていただきたいと思います。

委員長) 石垣市で大変な問題になっていますからね。あのような事態が起こると大変なことになります。

浅井委員) 昨年度の保護者代表の方、金木さんは公募あって応募がされたのではなかったでしょうか。

学校教育課長) P T A 協議会からの推薦という形でした。

浅井委員) 今回もそのような形でということですね。

学校教育課長) 今回もそういう形で推薦をいただきました。

浅井委員) はい、わかりました。

委員長) ほかに何かございますか。

学校教育課長) すみません、基本方針の1番の(8)の中で専門委員のメンバーで教諭から5名以下と書いてありますが、主幹教諭もおりますので、主幹教諭は加えておきたいと思っております。よろしいでしょうか。

専門委員の中に主幹教諭が入ることもございますので教諭と主幹教諭から5名以下とさせていただきたいと思えます。

委員長) 主幹教諭を含めてということですね。

学校教育課長) 含めてということで文言を少し加えさせていただきたいと思えます。

委員長) 含めて5名以下ですね。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって第4号議案と第5号議案は可決されました。

〈第4号議案、第5号議案採決。結果、可決(出席委員全員賛成)〉

委員長) 次に、第6号議案「平成26年度芦屋市心身障害児適正就学指導委員会委員の委嘱又は任命について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課主幹) <議案資料に基づき概略説明>

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

はい、お願いします。

浅井委員) 今年度から県立芦屋特別支援学校の校長先生が入られるということですね。本当に近いところからの、必要な部分であると思うのですが、昨年度の発達障害者支援センターの心理士の先生が抜けておられるのですが、そのような専門の知識を持たれている方というのは、この中では三田谷の先生かと思うのですが、そのあたりは少し薄くなりませんか。

学校教育課主幹) 今年度、諸事情ございまして、昨年度委員を務めていただきました鎌倉委員につきましては、今回は御辞退されたということなのですが、森下委員につきましては、兵庫県教育委員会の特別支援教育課の課長を歴任されまして、専門性をお持ちの中で今年度4月から芦屋特別支援学校の校長に就任されております。そのあたりも含めまして、同じような形になるかどうか分からないですが、この特別支援教育につきましては専門性を有しておりますので、遜色ないかと考えております。

浅井委員) はい、わかりました。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

<異議なしの声>

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

<第6号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）>

委員長) 次 に、第 7 号 議 案 「平 成 2 6 年 度 芦 屋 市 教 育 研 究 部 会 研 究 員 の 委 嘱 に つ い て」 を 議 題 と し ま す。提 案 説 明 を 求 め ま す。

学 校 教 育 部 長) < 議 案 資 料 に 基 づ き 概 略 説 明 >

委 員 長) 説 明 が 終 わ り ま し た。質 疑 は ご ざ い ま せ ん か。

は い、ど う ぞ。

浅 井 委 員) 新 し い 部 会 も な か な か 興 味 深 い 内 容 で い い か な と 思 っ て お り ま す。5 番 目 の 健 や か な 心 と 体 を 育 む 体 育 ・ 運 動 遊 び 部 会 に つ い て、芦 屋 市 は 子 ど も た ち の 体 力 づ く り と い う こ と が 大 事 に な っ て い る の で す が、昨 年 も な の で す が、中 学 の 保 健 体 育 の 先 生 に 入 っ て い た だ け た ら い い で す の に と い う こ と を 申 し 上 げ た の で す が、残 念 な が ら 今 回 も 入 っ て い ら っ し ゃ ら な い か な と 思 い ま し て、こ の あ た り、早 い 段 階 か ら の、そ れ ぞ れ の 発 達 段 階 に 応 じ て の い ろ い ろ な 視 点 も あ る と 思 い ま す の で、研 究 を 深 め て 意 見 交 換 を 行 う な ど、し て い た だ け ば い い の で は な い か な と 思 っ て お り ま す。

学 校 教 育 部 長) 研 究 部 会 の 研 究 員 に つ き ま し て は、4 ペ ー ジ の 資 料 を ご 覧 い た だ き ま す と、研 究 員 の 推 薦 と い う こ と で 原 則 初 任 者 以 外 の 教 員 推 薦 で あ る こ と や、各 学 校 3 名 以 上 で あ る こ と で あ る 程 度 ず っ と 入 れ て ご ざ い ま す。今 年 度 に つ い て も 体 育 の あ た り の 部 分 に つ い て も 評 価 等 研 究 会 が あ る の で す が、そ こ の 小 中 連 携 の 中 で こ う い っ た と こ ろ で の 研 究 を 上 げ て 中 学 校 に つ な い で い こ う と い う 手 立 て を し て 内 容 を 広 め て い こ う と い う よ う に し て い ま す。ど う し て も そ れ ぞ れ の 部 会 に 全 校 か ら 入 っ て い る と い う よ う に な っ て い な い と こ ろ も ご ざ い ま す。

浅 井 委 員) 承 知 し ま し た。

委員長) 具体的にはどのような活動の仕方をされているのでしょうか。定期的に来るとか、そのような格好なののでしょうか。

学校教育部長) 第1回の5月21日から委嘱をしまして、その日に日程、年間行事、年間企画を立てまして、その中で例えば授業参観をし合うというようなことを決めたりであるとか、定期的に来る会を設けて、それを最終、報告書にまとめることを成果物とするというような形でやってございます。

なお、先ほど浅井委員からございました体育のほうですが、これについては幼稚園なり、小学校の中で連携等をしておりまして、それを何とか中学校のほうにも広めながらというようなところも行くことになっております。

委員長) 体力が落ちているとか運動能力が落ちているというようなことで大騒動したことがありましたけど、やはりそのあたりは、ぜひ頑張ってやっていただきたいと思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第7号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員長) 続いて日程第5、専決報告第5号「芦屋市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱又は任命について」の提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅井委員) 中田さんはおられますね。

社会教育部長) はい。申し遅れましたが、中田委員については、選出区分が変わりました。

今回は福祉の部門からということで入っていただきましたが、今まではコミスク連絡協議会からというところに入っております。委員自身については引き続きでお願いしております。

委員長) これは1年にどのくらい集まってどういうことを議論されるのですか。

生涯学習課長) 原則、学期に1回ということで年に3回会議を持っております。内容としましては、芦屋市でやっている放課後子どもプランの校庭開放と、あと教室型の、よりよい実施方法であるとか、現状や問題点がどうであるとかというようなことを御報告させていただくとともに御意見をいただいて、こういうところを見直すほうがいいのではないかというようなことで会議を持っております。

委員長) はい、ありがとうございました。

今、何か問題になっているようなポイントみたいなものはありますか。

もう大分これも馴染んできたと思うのですが。

生涯学習課長) 2年ほど前から山手地区の岩園小学校や特に山手小学校なのですが、参加者が少ないということが皮切りとなりまして、一旦帰ってからでないと参加できないということになっておりましたので、その点を見直しするということで、保護者の方に

もアンケートなどを取りまして、結局、岩園と山手と朝日ヶ丘の3校は帰らずに実施するという方向で開始しております。実際に参加者も、特に岩園では大幅に増えております。

子どもが帰ってこないということで保護者の方からの問い合わせがあったりとか、そういういろいろなことを懸念していたのですが、実際にやってみると特にそういうお問い合わせもなく、皆さん、喜んで参加していただいているという、よい結果となって出ております。

委員長) ありがとうございます。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第5号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委員長) 続いて日程第6の審議に入ります。報告第1号「第25回「富田碎花賞」詩集の募集について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

社会教育部長) すみません、一部訂正なのですが、2ページ目のところの応募方法のところ、御住所、お名前が「ふりかな」になっておりますが、訂正させていただいて「ふりがな」にさせていただきたいと思っております。

委員長) それでは何か質疑はございますか。

教育長) 補足になるのですが、富田碎花賞自身は一時期、市の主催でやっていました。震災以後、いろいろな経費の関係で顕彰会にお願いする形になっておりますが、やはり富田碎花というのは芦屋にとっても非常にゆかりのある方であります。家のほうもかなり老朽化しているところもありますので、予算をつけて、市としてもメンテナンスすべきか、そのあたりも継続していくという話を、市長部局とも話をしておりますので、できる限りしていきたいというふうに、社会教育のほうも思っておりますので、これも続けていけたらと思っております。

浅井委員) 教育長がおっしゃったように、芦屋ゆかりの偉大な詩人です。ありますし、文化的な功績も大きいですね。この富田碎花賞は、詩壇での評価も大変高いと思うのです。ただ、年々詩集の応募の数も少し減ってきているのですね。また、大人の芦屋市民の方にも富田碎花の名前があまり知られていなかったり、まして子どもにはちょっとなじみのない、認知度が低いお名前ではないかなということは少し思っています。

また、去年の碎花賞のときに長岡課長とも一緒に旧居への訪問に同行させていただいて、顕彰会の先生にもお話ししてみたのですが、やはりずっと長く続くと富田碎花を知らない人がどんどん多くなると思うので、この富田碎花賞がずっと継続していくために何か手立てが要るのではないかなと考えているのです。

例えば、今回25回目ということですが、学校の先生にも御協力いただき、子どもの詩を募集するなどして、同時企画とし

で大賞を決めるとか、そういうようなことがあれば、子どもたちの意識を少し高めたりとか、もう少し親しみを持ってこの詩人と向き合ったりとかないのかなと思ったりします。そうすると、社会教育と学校教育がお互いに生かし合うことができ、ある意味で学社融合のきっかけになったりはしないだろうかと思ったりはしているのですが、いかがでしょうか。

生涯学習課長) 今回、第25回ということなのですが、一時期は25回と切りがいいからこの辺でみたいな話が、若干出たこともあったのですが、先ほど教育長が言われたように、市としてはずっと長く続けていくという意思を市長に確認しております。富田碎花顕彰会の費用を中心に、市はその顕彰、副賞の50万円を出してというのが最近のやり方だったのですが、その費用的な面が難しいということがありました。しかしながら、今は芦屋市として引き続いてやっていくという方針が出ておりますので、そのあたりは市が全面的に、顕彰会の御協力はずっと仰ぎたいですけれども、その費用ということではなくて御協力いただく形で実施していくということになりました。

あと、旧居のほうも、補修の仕方もいろいろありますので、今後どういうふうに補修していくかを今年度考えていくため、その補修の設計の予算もついておりますし、今年度はそういう時期に充てるということにしております。今、浅井委員から御提案があったようなことも含めて25回も切りがいいのですが、今年にそれをするのは時期的に難しいので、ずっと続けていくということですので、次の切りのいい30回の機会とか、リニューアルのときとかに考えていきたいと思えます。

ただ、富田碎花さんの詩はおそらく小学校の子には難しいかもしれないです。ただ、校歌をたくさんつくっておられるので、その部分からでは親しみもあり、宮川小学校のお子さんなどはここの旧居にも1人で来られる方も何人かいらっしゃるみたいで、宮小の人はみんな知っていると、子どもがそういうふうに言ってくれるというふうに管理人さんも喜んでいたので、そういう点からもいろいろ広めていく方法を考えていきたいと思えます。

浅井委員) はい、お願いしたいと思えます。子どもは自由な発想でいろいろな詩を書けるので、おもしろいのではないかなと思ったりはしています。

社会教育部長) 広めていくというお話の中では、例えば中学生などでしたら、受賞された方のものもわかるという年齢にもなってきたつありますので、受賞された後に、その方たちの、今回こういう作品が、こういう作家の方が受賞されましたということでのチラシなどのようなものをつくって、中学校の掲示板に張っていただけるといった意見も出ましたので、今年からでも十分できるなどという話にはなっていたかと思えます。

浅井委員) はい、わかりました。

木村委員) やはり富田碎花は少し難しいと言えれば難しいのですが、この人が子どものときにどんな詩を書いたのかなとか、先ほど校歌の話も出ましたけれども、その難しい富田碎花ではなくて、詩の精神というのは多分、大人でも子どもでも変わらないこともあると思うので、もう少し平たく広げて、小学生版とか中学

生版とか、何か詩の心を持っているものということで顕彰の対象にするとか、そういう形で広めていくやり方というのはあるのかなというふうに思いますから、そういう点も顕彰会でも議論していただければと思います。

社会教育部長) 公民館の事業であったかと思うのですが、昨年度になりますけれども、今年に入ってから校歌祭というものをルナ・ホールで行いました。ああいうふうに同じ社会教育の中でも事業として取り上げて、実際に校歌を歌われたのは芦屋学園の方たちなどでしたが、大人の方も校歌を歌われるなど、多くの方に来ていただきました。校歌につきましては、御存知の校歌が出てきたら口ずさんでおられる観客の方もいらっしゃるのかなと思いましたので、なかなかいい企画だったなというふうに思っております。そういうような機会を捉えてそういう形でもタイアップができればいいなというふうにも思っております。

浅井委員) そうですね、お願いしたいと思います。

委員長) この富田碎花さんだけではなくて、芦屋にあるいろいろな文化財とか、自然のものとか、ぜひ総合的な学習の時間なども利用しながら子どもたちに理解してもらおうようにするといいと思いますね、せつかくの財産ですからね。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって報告第1号は承認されました。

〈報告第1号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委員 長) ただいまから非公開で審議いたしますので、関係者以外は退室願います。

〈非公開会議〉

委員 長) 第2号議案「芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

管理 課 長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

委員 長) これは施行日が28年4月1日ということですね。

管理 課 長) はい。施行日は平成28年4月1日となります。

委員 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木 村 委 員) 施行期日は大分先で、28年4月1日なのですが、今、この条例を制定しておかないと、27年度の4歳児の募集をやらなないといけないということになるから、それを停止するためにはこれをやっておかないといけないという、そういう趣旨ですか。

管理 部 長) はい。

委員 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第2号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

委員 長) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開い

たします。

〈非公開審議 終了〉

委員長) 日程第7 閉会宣言